

名古屋市公報	平成30年10月17日	第1279号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会条例 (上下水・調査課) (第55号)	4
○ 名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例 (住都・総務課) (第56号)	7
規 則	
○ 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則 (住都・総務課) (第85号)	9
告 示	
○ 市議会の議決を経た予算の要領 (財政・財政課) (第581号)	13
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第582号)	23
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の 指定に関する告示の一部改正 (財政・税制課) (第583号)	24
○ 名古屋市景観計画の変更 (住都・都市景観室) (第584号)	25
教 育 委 員 会 告 示	
○ 教育委員会定例会の開催について (第19号)	26
公 告	
○ 土地改良区の役員の退任の公告 (緑土・都市農業課)	27
○ 平成30年度名古屋市職員免許資格職採用試験公告 (人事・任用課)	28
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (市経・地域商業課)	37
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (市経・地域商業課)	39
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (市経・地域商業課)	41

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会条例（第55号）

1 制定の趣旨

下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の附属機関として、名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

審議会の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を規定します。（第 1条から第 9条関係）

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行します。
- (2) 諮問に対する答申を管理者が受けた日限りで失効します。

○ 名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例（第56号）

1 改正内容

- (1) 景観計画において、眺望景観の保全を図るため、市長が特に規格を設ける必要があると認めて指定した区域内の屋外広告物等の規格に関して必要な事項を定めます。（第 3条関係）
- (2) 景観計画において、眺望景観の保全を図るため、市長が特に規格を設ける必要があると認める区域の指定に係る経過措置を定めます。（第32条の 2関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（第 3条の 2関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則（第85号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）の一部改正に伴い、景観計画において、眺望景観の保全を図るため、市長が特に規格を設ける必要があると認めて指定した区域内に表示又は設置する広告物の規格に関し必要な事項を定めます。（第 2条、別表第 1の 3関係）
- (2) 都市景観形成地区に、四間道都市景観形成地区を加えるとともに、その地区内における広告物等の規格の設定について定めます。（別表第 1の 2関係）

2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会条例をここに公布する。

平成30年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第55号

名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会条例

(設置)

第1条 本市に下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の附属機関として、名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じ、本市が設置する下水汚泥焼却施設の整備等の事業を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を管理者に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、管理者に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干

人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を管理者が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は管理者が特に必要と認める者の中から、調査審議事項を明示して管理者が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条第1項の諮問に対する答申を管理者が受けた日限り、その効力を失う。

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月12日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第56号

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例

名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第1項の規格のほかに、規則で規格を設けることができる。

(1) 名古屋市都市景観条例（昭和59年名古屋市条例第17号。以下「景観条例」という。）第11条の4第1項に規定する都市景観形成地区内に表示又は設置するもの

(2) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）において、眺望景観の保全を図るため、市長が特に規格を設ける必要があると認めて指定した区域内に表示又は設置するもの

第3条の2第1項中「次の各号」を「次」に改め、「景観法（平成16年法律

第 110 号) 第 8 条第 1 項に規定する」を削る。

第32条の 2 の見出し中「都市景観形成地区」を「都市景観形成地区等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定は、景観計画において、眺望景観の保全を図るため、市長が特に規格を設ける必要があると認めて区域の指定をする場合に準用する。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月12日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第85号

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市屋外広告物条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第3項」を「同条第3項第1号」に改め、「別表第1の2のとおり」の次に「とし、同項第2号の規定による規格は別表第1の3のとおり」を加える。

別表第1の2都市景観形成地区内における広告物等規格表に次の1項を加える。

8 四間道都市景観形成地区

(1) 共通基準

ア 広告物（建築物の屋上に設置するもの及び建築物又は工作物の壁面を利用するものに限る。）の表示面積の合計は、5平方メートル以下とすること。

イ 広告物は、彩度12以下とすること。

- ウ 広告物の表示面積の3分の2以上及び地色は彩度6以下とすること。
- エ 点滅する広告物、輝度が変化する広告物又は音響を伴う広告物は設置しないこと。ただし、市長が周辺環境への十分な配慮を行うものであって、公共性の高いもの又は景観上デザインが優れているものと認めた場合は、この限りでない。

(2) 広告塔、広告板等

種類		基 準
広 告 塔 及 び 広 告 板	地 上 に 設 置 す る も の	1 広告塔及び広告板の高さは地上4メートル以下とし、かつ、一側面における表示面積の合計は2平方メートル以下とすること。 2 道路境界線から3メートル以内の区域に設置する広告塔及び広告板の表示面積の合計は、5平方メートル以下とすること。 3 主要道路沿いに設置するものは、道路境界から道路上に突出しないこと。
	建 築 物 の 屋 上 に 設 置 す る も の	一つの表示面の表示面積は2平方メートル以下とし、かつ、広告塔及び広告板の下端は地上5メートル以下とすること。 ただし、市長が街並みとの調和に十分な配慮を行うものと認めた場合に限る。
建築物		一つの表示面の表示面積は、2平方メートル以下とするこ

又は工 作物の 壁面を 利用す るもの	と。
建築物 又は工 作物の 側面に 突出す る形式 のもの	1 広告物の取付壁面からの出幅は、1メートル以下とすること。 2 主要道路沿いにおいて、一つの表示面の表示面積は、0.5平方メートル以下とすること。 3 主要道路沿いに設置するものは、道路境界から道路上に突出しないこと。

(3) その他

電光ニュースその他の電光表示装置及び映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物は、設置しないこと。ただし、一つの表示面の表示面積が0.5平方メートル以下のもので、かつ、市長が周辺環境への十分な配慮を行うものであって、公共性の高いもの又は景観上デザインが優れているものと認めた場合は、この限りでない。

別表第1の2の次に次の1表を加える。

別表第 1 の 3 景観計画において、眺望景観の保全を図るため、市長が特に規格を設ける必要があると認めて指定した区域内における広告物規格表

1 名古屋城眺望景観保全エリアのうち、天守閣から 1 キロメートル以内の区域

広告物の表示面の上端の高さが地上20メートルを超え、かつ、一つの表示面の表示面積が10平方メートルを超える場合は、次のとおりとすること。ただし、市長が天守閣から視認されないものと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 広告物の上端の高さは、景観計画に定める大規模建築物の高さの最高限度を超えないこととする。
- (2) 一つの表示面の表示面積の 2 分の 1 以上は彩度 8 以下とする。
- (3) 地色は日本工業規格 Z8721 に規定する明度 9 以下とする。
- (4) 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物又は高輝度の広告物は設置しないこととする。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市告示第 581 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、平成30年10月 3 日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

平成30年10月 9 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 平成30年度名古屋市一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 平成30年度名古屋市基金特別会計補正予算（第 3 号）
- 3 平成30年度名古屋市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 4 平成30年度名古屋市一般会計補正予算（第 4 号）

名古屋市財政局財政部財政課

平成30年度名古屋市一般会計補正予算（第3号）

平成30年度名古屋市一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68,186千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,209,915,563千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
8 使用料及び手数料		46,768,864	4,496	46,773,360
	5 支 援 収 入	778,714	4,496	783,210
9 国庫支出金		198,888,176	23,049	198,911,225
	2 補 助 金	29,370,472	19,029	29,389,501
	3 委 託 金	818,166	4,020	822,186
13 繰 入 金		15,777,470	27,700	15,805,170
	1 他 会 計 繰 入 金	15,777,470	27,700	15,805,170
14 繰 越 金		1	12,941	12,942
	1 繰 越 金	1	12,941	12,942
歳 入 合 計	合 計	1,209,847,377	68,186	1,209,915,563

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健康福祉費		316,521,342	25,466	316,546,808
	1 社会福祉費	91,045,031	6,437	91,051,468
4 子ども青少年費	2 老人福祉費	57,300,077	19,029	57,319,106
		165,444,978	8,188	165,453,166
	1 子ども青少年費	165,444,978	8,188	165,453,166
6 市民経済費		99,815,833	4,020	99,819,853
	1 市民生活費	2,455,958	4,020	2,459,978
7 観光文化交流費		15,271,669	11,000	15,282,669
	2 文化交流費	8,706,390	11,000	8,717,390
11 教育費		184,276,527	19,512	184,296,039
	2 小学校費	81,350,151	6,029	81,356,180
	3 中学校費	41,988,628	7,547	41,996,175
	4 高等学校費	11,465,416	5,936	11,471,352
歳 出 合 計		1,209,847,377	68,186	1,209,915,563

第2表 債務負担行為補正

事	項	期	間	限	度	額	千円
再犯防止推進モデル事業		平成31年度から平成32年度まで				9,450	

平成30年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,127,375千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 震災対策事業基金収入		993,947	27,700	1,021,647
	3 基金積戻金	990,247	27,700	1,017,947
歳 入	合 計	100,099,675	27,700	100,127,375

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 震災対策事業基金		993,947	27,700	1,021,647
	1 他会計繰出金	990,247	27,700	1,017,947
歳 出	合 計	100,099,675	27,700	100,127,375

平成30年度名古屋市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成30年度名古屋市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度名古屋市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入	千円	千円	千円
第1款 東部医療センター収益	15,294,646	17,500	15,312,146
第2項 医 業 外 収 益	1,819,707	17,500	1,837,207
第2款 西部医療センター収益	18,425,378	33,735	18,459,113
第2項 医 業 外 収 益	2,419,423	33,735	2,453,158
収 入 合 計	34,064,758	51,235	34,115,993
支 出	千円	千円	千円
第1款 東部医療センター費	16,130,800	17,500	16,148,300
第1項 医 業 費 用	16,027,715	17,500	16,045,215
第2款 西部医療センター費	18,371,808	33,735	18,405,543
第1項 医 業 費 用	17,959,292	33,735	17,993,027
支 出 合 計	34,975,633	51,235	35,026,868

平成30年度名古屋市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度名古屋市一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,210,130,563千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
14 繰 越 金		12,942	215,000	227,942
	1 繰 越 金	12,942	215,000	227,942
歳 入	合 計	1,209,915,563	215,000	1,210,130,563

歳 出

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
8 緑 政 土 木 費		66,210,174	215,000	66,425,174
	2 道 路 橋 り よ う 費	22,269,530	136,000	22,405,530
	5 緑 政 費	16,719,400	79,000	16,798,400
歳 出	合 計	1,209,915,563	215,000	1,210,130,563

名古屋市告示第 582号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例第18条の 4第 2項（昭和34年名古屋市条例第15号）の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

平成30年10月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 変更内容

平成30年11月23日（金）から同月25日（日）まで及び同月30日（金）から同年12月 2日（日）までの供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 583 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
に関する告示の一部改正

平成27年名古屋市告示第 672 号の一部を次のように改正します。

平成30年10月10日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

特定非営利活動法人名 古屋能楽振興協会	名古屋市名東区一社四 丁目 132 番地
------------------------	-------------------------

を

」

「

特定非営利活動法人名 古屋能楽振興協会	名古屋市緑区竈山一丁 目 822 番地
------------------------	------------------------

に改める。

」

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 584号

名古屋市景観計画の変更

景観法（平成16年法律第 110号）第 9条第 8項において準用する同条第 6項の規定により、景観計画を変更しましたので、次のように告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年10月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 景観計画の名称

名古屋市景観計画

2 景観計画を定める土地の区域

名古屋市全域

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

（名古屋市役所西庁舎 4階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日以外の日の午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

名古屋市教育委員会告示第19号

教育委員会定例会の開催について

平成30年10月17日午後 4時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成30年10月10日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会表彰について

名古屋市教育委員会表彰（随時表彰）について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

土地改良区の役員の退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任した旨の届出がありました。

平成30年10月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 協和土地改良区

(1) 退任役員

理事 佐藤 秋夫 名古屋市港区寺前町50番地

名古屋市緑政土木局都市農業課

平成30年度名古屋市職員免許資格職採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成30年10月10日

名古屋市人事委員会委員長 圓生 和之



平成 30 年度

名古屋市職員免許資格職採用試験案内【追加募集：学芸（考古学）】

- 採用予定日 : 平成 31 年 4 月 1 日
 - 第 1 次試験日 : 平成 30 年 12 月 2 日（日）
 - 申込期間 : 平成 30 年 10 月 18 日（木）から 11 月 18 日（日）まで
- 平成 30 年 10 月 10 日
名古屋市人事委員会

『あなたが築く、未来のナゴヤ』

本市では、名古屋をよりよくしたいという熱意を持ち、主体的・積極的に行動できる人材を求めています。

注意事項

- ・実施する試験区分は、学芸（考古学）区分のみです。
- ・6 月実施試験（※）の受験者も、申込みできます。

（※）6 月実施試験とは、平成 30 年 6 月 24 日に第 1 次試験を実施した免許資格職採用試験を指します。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分	採用予定人員※1	主な職務内容※2
学芸（考古学）	1 名程度	博物館等における資料収集、調査研究（日本考古学（中世・近世）） など

（※1）採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

（※2）組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することとなる場合もあります。

2 受験資格

次の (1) 及び (2) の要件を満たすことが必要です。

(1) 年齢要件及び資格要件

年齢要件	次のいずれかに該当する方 ・昭和 63 年 (1988 年) 4 月 2 日から平成 9 年 (1997 年) 4 月 1 日までに生まれた方 ・平成 9 年 (1997 年) 4 月 2 日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成 31 年 (2019 年) 3 月 31 日までに卒業見込の方
資格要件	学芸員の資格を有する方又は平成 31 年 (2019 年) 3 月末までに有する見込の方

(2) 次のいずれにも該当しない方

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）受験資格以外に、職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。

- ・学芸員の資格を有する見込である方 … 5 ページ「7」
- ・日本国籍を有しない方 … 5 ページ「7」及び 7 ページ「13(1)」

3 試験の日程等

試験の流れ	日程
受験申込	10月18日(木)～11月18日(日) ※本登録まで完了させてください。(P4 5 申込手続参照)
受験票発送	11月22日(木)
第1次試験	12月2日(日) 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 午後3時頃 <昼休憩あり> 試験会場は名古屋市中土木事務所ビルです。(P8参照) 第1次試験科目は、3 ページをご覧ください。 <u>なお、第2次試験である論文試験についても、第1次試験に併せて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	12月10日(月)
第2次試験(口述試験)	12月17日(月)または18日(火)
最終合格者発表	12月21日(金)

(注)

- (1) それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、市ウェブサイトを必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。
- (2) 論文試験は第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行います。
- (3) 合格者発表は、合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前(市役所東庁舎1階内)の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。
- (4) 第1次試験合格者発表は、合格者に対し文書でも通知し、併せて口述試験の日程をお知らせします。第1次試験の合格者で12月12日(水)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。
- (5) 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。
- (6) 最終合格者発表は、第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

4 試験の内容及び出題分野

＜試験実施について＞

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続時にその旨記入をしてください。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

＜第1次試験合格者決定方法について＞

- ・ 第1次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。

＜合格者決定方法について＞

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。

＜その他＞

- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (120分)	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する問題 (択一式40問)	120点
	経験・業績論文 (60分)	専門分野における経験・業績に関する課題についての記述式試験	480点
第2次試験	口述試験	専門面接 (専門分野に関する個別面接)	900点
		一般的な個別面接	900点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《 12月2日 (日) 実施 》	600点

5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、7ページ「13 その他(3)」参照)

名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 - Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ - 受験票の印刷はA 4判の普通紙で行ってください。 - 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。	
アクセス	名古屋市電子申請サービス (https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/) にアクセスし、「利用手引き」等を読んだうえで、「平成30年度名古屋市職員免許資格職採用試験を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。	
申込期間	10月18日（木）から11月18日（日）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 - 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 - 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 10/18～ 11/18	①仮登録手続き	入力フォームに従って入力し、仮登録してください。 ※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。
	②電子メール受信	仮登録完了の電子メールが届きます。 登録は完了していませんので、電子メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。 ※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。
	③本登録手続き	入力内容を確認し、本登録をしてください。 本登録完了後、およそ10分程度で電子メールが届きます。
	④電子メール受信	本登録完了の電子メールが届きます。
受験票等の 交付 11/22～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	11月22日（木）以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） 11月26日（月）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。
第1次試験 12/2	受験票及び 写真票兼承諾書を 提示	写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。

6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- 合格者は、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- 採用候補者名簿をもとに、意向調査や、健康診断等を経て採用者を決定します。
 - ・ 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。
 - ・ 職種によって必要とされる免許等の資格を採用時に取得できない場合には、採用されません。また、傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
 - ・ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- 採用は、原則として平成31年4月です。

8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	第1次試験又は第2次試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで）	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、受験者本人が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書(写真のあるもの) (2) 受験票
第2次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格点 総合順位	{ ・ 9:00~12:00 ・ 13:00~17:00 (土・日・祝日・振替休日を除く。)	

- (注)・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
- ・ 必要提示書類(写真付の身分証明書及び受験票)に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください(自家用車での来庁はご遠慮ください)。
 - ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。

9 勤務条件

(平成30年4月1日現在)

(1) 初任給の例

205,160円

- (注)・ 上記の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。
- ・ この初任給に、学校卒業後の経歴に応じて加算される場合があります。
 - ・ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
 - ・ 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter (https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 過去の実施結果

実施年度	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）
平成30年度	2	2	1.0
平成29年度(追加)	16	3	5.3
平成29年度	10	1	10.0

(詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。)

13 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) 本市職員で受験を希望する方

ア 嘱託員、任期付職員、臨時的任用職員

受験資格を満たす場合は、この試験案内に従って申し込みをしてください。

イ 上記以外の本市職員

所属長を通じて手続きをすることとなります。所属長へ申し出をしてください。

(3) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 11月9日（金）までの消印有効 《持込不可》

（注）申込書は、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 11月18日（日）までの消印有効 《持込不可》

《申込書の請求手続》

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「免許資格職採用試験申込書（学芸（考古学））請求」（朱書き）

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料362円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、郵送する。

＜情報コーナー＞

◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒

名古屋市職員採用案内

で

検索 



◇ 第1次試験会場予定地（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

- ・ 掲載している試験会場はあくまで予定です。
- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

【名古屋市中土木事務所ビル】 名古屋市中区千代田一丁目5番8号

◇ Twitter（@名古屋市人事委員会）について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！



◇ 「名古屋市職員 採用総合案内」について

名古屋市の組織、職種、仕事、人事制度などについての概要を掲載したパンフレットです！ぜひ読んでみてください！

詳細は市ウェブサイト「名古屋市職員 採用総合案内」のページをご覧ください。

＜申込及び問合せ先＞ 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: 052-972-3308

FAX: 052-972-4182

Mail: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン熱田千年

名古屋市熱田区千年一丁目1701番地

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
イオンタウン(株)	代表取締役 大門 淳	千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	変更なし	代表取締役 加藤 久誠	変更なし

3 変更の日

平成30年 5月28日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

平成30年 9月26日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年10月11日から平成31年 2月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 2月12日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン千種

名古屋市千種区千種二丁目16番13号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
イオンタウン(株)	代表取締役 大門 淳	千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	変更なし	代表取締役 加藤 久誠	変更なし

3 変更の日

平成30年 5月28日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

平成30年 9月26日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年10月11日から平成31年 2月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 2月12日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年10月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン名西

名古屋市西区香呑町 6丁目49番 1 ほか 2筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市西区香呑町 6丁目49番 1 外 2筆	名古屋市西区香呑町 6丁目49番 1 ほか 2筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
イオンタ ウン(株)	代表取締役 大門 淳	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 5番地 1	変更なし	代表取締役 加藤 久誠	変更なし

3 変更の日

(1) 店舗の所在地については、平成30年 9月26日

(2) 設置者については、平成30年 5月28日

4 変更した理由

(1) 店舗の所在地については、誤記修正のため

(2) 設置者については、代表者変更のため

5 届出の日

平成30年 9月26日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年10月11日から平成31年 2月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 2月12日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課